

熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金支給取扱要項

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員を休業させ雇用維持を図る事業主の負担を軽減するとともに、雇用維持の一層の推進を図るため、国の雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の交付を受けた中小企業事業主等に対して、熊本県新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給等に関しては、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業事業主等（以下「事業主」という。） 次のイまたはロのうちいずれか一つの要件を満たす法人並びに個人事業主。

イ 厚生労働省で定める雇用関係助成金支給要領の第1共通要領0202に規定する事業主であること。なお、基準は以下のとおり。

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業務	3億円以下	300人以下

ロ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

(2) 雇用調整助成金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号の規定並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第12号の2及び第102条の3に規定する雇用調整助成金をいう。

(3) 緊急雇用安定助成金 国の緊急雇用安定助成金要領に規定する緊急雇用安定助成金をいう。

(支給対象事業主)

第3条 奨励金の支給対象とする事業主は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 中小企業事業主等であり、県内の事業所において休業を実施していること。

(2) 雇用調整助成金の特例措置に伴う緊急対応期間（令和2年4月1日から令和3年11月30日）において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことを理由として、熊本労働局から雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、1事業主当たり一律10万円で、複数回の受給は不可とする。

(申請)

第5条 奨励金の支給の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる申請書類を知事に提出するものとする。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) 雇用調整助成金若しくは緊急雇用安定助成金の支給決定書の写し(両面)

(4) 申請者名義の振込先口座の内容が確認できる書類(通帳の表紙と、口座名義(カナ)、口座番号、預金種目等が記載されているページの写しなど)

(5) 個人事業主の場合は、本人確認書類の写し(運転免許証、保険証またはパスポートなどいずれか一つ)

(6) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、第3条の(3)に規定する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(支給の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときには、当該申請に係る書類の審査等により、当該申請の内容が適正であるかどうか等を調査し、速やかに支給の可否の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 知事は、奨励金の支給の可否について決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金支給決定通知書(様式第3号)又は新型コロナウイルス感染症対応雇用維持奨励金不支給決定通知書(様式第4号)により、当該決定に係る申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第8条 知事は、奨励金の支給決定を受けた者(以下、「支給決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 奨励金の支給の決定に係る雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定の全部が取り消されたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定又は支給を受けたとき。

(奨励金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により奨励金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支給決定者に奨励金が支給されている場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要項に定めるもののほか、奨励金の支給について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和2年(2020年)8月20日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和2年(2020年)9月30日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和2年(2020年)12月24日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)2月26日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)6月8日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)7月1日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)7月30日から施行する。

(施行期日)

この要項は、令和3年(2021年)11月2日から施行する。